

令和 8 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 8 年 9 月 1 日 提 出

目 次

報告第 8 号	令和 7 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について	3
承認第 5 号	令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求 めることについて	5
承認第 6 号	令和 8 年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の専 決処分の承認を求めることについて	10
認定第 1 号	令和 7 年度東浦町一般会計決算の認定について	別添
認定第 2 号	令和 7 年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について . .	別添
認定第 3 号	令和 7 年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について	別添
認定第 4 号	令和 7 年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について . . .	別添
認定第 5 号	令和 7 年度東浦町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	別添
認定第 6 号	令和 7 年度東浦町下水道事業会計決算の認定について	別添
議案第 45 号	東浦町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用い て行う投票に関する条例の制定について	14
議案第 46 号	東浦町税条例の一部改正について	16
議案第 47 号	東浦町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につ いて	29
議案第 48 号	東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について . . .	31
議案第 49 号	東浦町景観条例の一部改正について	32
議案第 50 号	東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び東浦町長等 の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	33
議案第 51 号	東浦町水道事業給水条例の一部改正について	35
議案第 52 号	令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 7 号）	38
議案第 53 号	令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 8 号）	40
議案第 54 号	令和 8 年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） . .	45
議案第 55 号	令和 8 年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） . . .	48
議案第 56 号	令和 8 年度東浦町水道事業会計補正予算（第 1 号）	51

報告第 8 号

令和 7 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

令和7年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：％)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△4.88)	13.06	20.00
連結実質赤字比率	— (△14.78)	18.06	30.00
実質公債費比率	0.1	25.0	35.0
将来負担比率	— (△60.1)	350.0	

注 () 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業会計	—	

注 比率の「—」は、資金不足額がなく資金剰余額がある場合

承認第5号

令和8年度東浦町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求め
ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 14 日

東浦町長 日 高 輝 夫

令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 8 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,750 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,975,905 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,811,852	24,750	2,836,602
	2 国庫補助金	642,372	24,750	667,122
19 繰入金		899,000	13,000	912,000
	1 基金繰入金	899,000	13,000	912,000
歳 入 合 計		19,938,155	37,750	19,975,905

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,932,362	12,102	2,944,464
	2 徴税費	258,587	12,102	270,689
3 民生費		8,686,599	24,750	8,711,349
	1 社会福祉費	4,377,695	24,750	4,402,445
14 予備費		32,114	898	33,012
	1 予備費	32,114	898	33,012
歳 出 合 計		19,938,155	37,750	19,975,905

承認第6号

令和8年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の専決
処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月1日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 14 日

東浦町長 日 高 輝 夫

令和８年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表 歳出予算補正」による。

第 1 表 歳出予算補正

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 諸支出金		2,950	1,523	4,473
	1 償還金及び還付加算金	2,950	1,523	4,473
6 予備費		15,969	△1,523	14,446
	1 予備費	15,969	△1,523	14,446
歳 出 合 計		4,297,692	0	4,297,692

議案第 45 号

東浦町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて
行う投票に関する条例の制定について

東浦町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に
関する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて
行う投票に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づき、東浦町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(電磁的記録式投票機による投票)

第 3 条 東浦町の議会の議員及び長の選挙における投票(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 47 条、第 49 条並びに第 50 条第 3 項及び第 5 項の規定による投票を除く。)は、電磁的記録式投票機を用いた方法により行うものとする。

(電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法)

第 4 条 電磁的記録式投票機における公職の候補者の氏名及び党派別(以下「候補者の氏名等」という。)の表示の方法は、全ての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の画面(以下「画面」という。)に同時に表示させる方法とする。ただし、候補者が多数であることその他の事由によりこれにより難しい場合には、画面に表示させた五十音の中から電磁的記録式投票機の操作により一の音が選択されたときに、当該一の音で氏名が始まる候補者の氏名等を画面に同時に表示させる方法その他選挙の公正かつ適正な執行を害しないものとして東浦町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が認める方法とすることができる。

2 候補者の氏名等を画面に表示させる順序は、公職選挙法第 175 条第 3 項の規定によるくじで定める順序によるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

提案理由

議会の議員及び町長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるため提案するものである。

議案第 46 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第 33 条の 7 略 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項（ 法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項 の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (町民税の申告) 第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるもの	(寄附金税額控除) 第 33 条の 7 略 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項（ 法附則第 5 条の 6 第 2 項 の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 (町民税の申告) 第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるもの

に限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、<u>この限りでない</u>。 2から9まで 略 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において	に限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、<u>この限りではない</u>。 2から9まで 略 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において
--	--

「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。</u>)(合計所得金額が 133 万円以下であるものに<u>限る。</u>)の氏名 (3) 及び (4) 略 2 から 4 まで 略 5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第 5 項</u>及び第 51 条の 9 第 3 項において同じ。)により提供することができる。 6 略 (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除き、</u>合計所得金額が 133 万円以下であるものに<u>限る。次条第 1 項において同じ。</u>)の氏名 (3) 及び (4) 略 2 から 4 まで 略 5 給与所得者は、第 1 項及び第 3 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第 4 項</u>及び第 51 条の 9 第 3 項において同じ。)により提供することができる。 6 略 (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
--	---

第 35 条の 3 の 3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、<u>次項各号</u>に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u> (1) <u>所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等（所</u>	第 35 条の 3 の 3 <u>所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得税割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 51 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、<u>次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></u> (1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u>
---	---

<u>得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。）（退職手当等（第 51 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者</u> (3) <u>法の施行地において公的年金等（得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者</u> 2 前項の規定による申告書の記載事項	(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (4) <u>その他施行規則で定める事項</u>
---	---

は、次に掲げる事項とする。 <u>(1) 公的年金等支払者の名称</u> <u>(2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> <u>(3) 特定配偶者の氏名</u> <u>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>(5) その他施行規則で定める事項</u> <u>3 第 1 項</u>又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>第 1 項</u>又は<u>同条第 1 項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第 1 項</u>又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第 1 項</u>又は<u>同条第 1 項</u>の規定による申告書を提出することができる。 <u>4</u> 略 <u>5</u> 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第 48 条の 9 の 8</u>において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁	<u>2 前項</u>又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項</u>又は<u>法第 317 条の 3 の 3 第 1 項</u>の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は<u>法第 317 条の 3 の 3 第 1 項</u>の規定による申告書を提出することができる。 <u>3</u> 略 <u>4</u> 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第 48 条の 9 の 7 の 3</u>において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を
---	--

的方法により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第59条 同一の者についてその者の所有にかかる土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては 30万円、償却資産にあつては 180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限	電磁的方法により提供することができる。 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第59条 同一の者についてその者の所有にかかる土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては 30万円、家屋にあつては 20万円、償却資産にあつては 150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限
---	---

り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から<u>令和 12 年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第 5 条の 4 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第 7 条の 4 第 33 条の 7 の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 11 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 33 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項、附則第 19 条の 2 第 1 項、<u>附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項</u>の規定の適用を受けるときは、第 33 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（<u>法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支	り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から<u>令和 7 年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第 5 条の 4 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 33 条の 3 及び第 33 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第 7 条の 4 第 33 条の 7 の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 11 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 33 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項、附則第 19 条の 2 第 1 項<u>又は</u>附則第 20 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 33 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項（<u>法附則第 5 条の 6 第 2 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支
---	---

出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(<u>法附則第34条の2第6項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)</u>の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の	出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(<u>法附則第34条の2第5項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略
---	---

2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される

<u>第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 第 33 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>(2) 第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u> <u>(3) 第 34 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u>	
--	--

(4) 附則第5条の規定の適用については、<u>同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u>	
--	--

附 則

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第59条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第33条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

第2条 この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の東浦町税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に

係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

第3条 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案するものである。

議案第 47 号

東浦町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
東浦町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
東浦町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 5 年東浦町条例第 1 号)
の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(登録資格) 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者(以下「代表者等」という。)とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)第 18 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する職務代行者 (2) から (4) まで 略 (登録) 第 4 条 町長は、前条の申請があつたときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第 12 条 地方自治法施行規則第 18 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、	(登録資格) 第 2 条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に定める者(以下「代表者等」という。)とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)第 19 条第 1 項第 1 号へに規定する職務代行者 (2) から (4) まで 略 (登録) 第 4 条 町長は、前条の申請があつたときは、当該申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則第 21 条第 2 項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。 (代理人による申請) 第 12 条 地方自治法施行規則第 19 条第 1 項第 1 号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委

委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略	任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 略
---	--

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 48 号

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 8 年東浦町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(家庭系一般廃棄物の処理) 第 8 条 略 2 町長は、 <u>一般廃棄物処理委託基準及び特別管理一般廃棄物処理委託基準</u> に基づき、町が行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分の全部又は一部を町以外の者に委託することができる。 (多量の一般廃棄物の処理) 第 13 条 町長は、 <u>法第 6 条の 2 第 7 項</u> の規定により 1 日平均 10 キログラムを超える一般廃棄物を排出し、又は一時に 100 キログラムを超える一般廃棄物を排出する土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。 2 略	(家庭系一般廃棄物の処理) 第 8 条 略 2 町長は、 <u>法第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する委託基準</u> に基づき、町が行う家庭系一般廃棄物の収集、運搬及び処分の全部又は一部を町以外の者に委託することができる。 (多量の一般廃棄物の処理) 第 13 条 町長は、 <u>法第 6 条の 2 第 5 項</u> の規定により 1 日平均 10 キログラムを超える一般廃棄物を排出し、又は一時に 100 キログラムを超える一般廃棄物を排出する土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。 2 略

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 49 号

東浦町景観条例の一部改正について

東浦町景観条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町景観条例の一部を改正する条例

東浦町景観条例（平成 28 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(条例で定める届出の適用除外行為) 第 11 条 法第 16 条第 8 項第 12 号の条例 で定める行為は、別表第 2 に掲げる行為とする。	(条例で定める届出の適用除外行為) 第 11 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例 で定める行為は、別表第 2 に掲げる行為とする。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

景観法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 50 号

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び東浦町長等の
損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び東浦町長等の
損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年東浦町条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 の 9 第 8 項 の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 の 8 第 8 項 の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。

(東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 2 年東浦町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 243 条の 2 の 8 第 1 項 の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法 第 243 条の 2 の 9 第 3 項 の規定による賠償の命令の対象	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 243 条の 2 の 7 第 1 項 の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法 第 243 条の 2 の 8 第 3 項 の規定による賠償の命令の対象

となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し、必要な事項を定めるものとする。 (法第 243 条の 2 の 8 第 1 項の条例で定める額) 第 3 条 法第 243 条の 2 の 8 第 1 項の条例で定める額は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) <u>第 173 条の 5 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。 (1) から (4) まで 略	となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し、必要な事項を定めるものとする。 (法第 243 条の 2 の 7 第 1 項の条例で定める額) 第 3 条 法第 243 条の 2 の 7 第 1 項の条例で定める額は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) <u>第 173 条の 4 第 1 項第 1 号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。 (1) から (4) まで 略
---	---

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

提案理由

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 51 号

東浦町水道事業給水条例の一部改正について

東浦町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町水道事業給水条例の一部を改正する条例

東浦町水道事業給水条例（平成 10 年東浦町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後			改正前		
(料金)			(料金)		
第 28 条 略			第 28 条 略		
2 料金の額は、次に掲げる基本料金の表及び水量料金の表の合計額に、当該額に消費税法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とし、その額に <u>1 円</u> 未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。			2 料金の額は、次に掲げる基本料金の表及び水量料金の表の合計額に、当該額に消費税法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額と当該消費税の税率を乗じて得た額に地方税法第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とし、その額に <u>1 円</u> 未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。		
基本料金			基本料金		
(1 月につき)			(1 月につき)		
区分	口径	料金	区分	口径	料金
専 用 給 水 装 置 及 び 臨 時 給 水 用	13 ミリメートル	<u>700 円</u>	専 用 給 水 装 置 及 び 臨 時 給 水 用	13 ミリメートル	<u>390 円</u>
	20 ミリメートル	<u>700 円</u>		20 ミリメートル	<u>390 円</u>
	25 ミリメートル	<u>3,250 円</u>		25 ミリメートル	<u>1,800 円</u>
	40 ミリメートル	<u>9,900 円</u>		40 ミリメートル	<u>5,500 円</u>
	50 ミリメートル	<u>14,800 円</u>		50 ミリメートル	<u>8,200 円</u>
	75 ミリメートル	<u>36,900 円</u>		75 ミリメートル	<u>20,500 円</u>
	100 ミリメートル	<u>63,000 円</u>		100 ミリメートル	<u>35,000 円</u>
	125 ミリメートル	<u>95,200 円</u>		125 ミリメートル	<u>52,900 円</u>
	150 ミリメートル	<u>132,300 円</u>		150 ミリメートル	<u>73,500 円</u>
	200 ミリメートル	<u>187,900 円</u>		200 ミリメートル	<u>104,400 円</u>
共 用 給 水		<u>1 戸につき</u> <u>700 円</u>	共 用 給 水		<u>1 戸につき</u> <u>390 円</u>

装 置		
水量料金		
(1月につき)		
区分	使用水量	料金
専 用 給 水 装 置	10 立方メートル まで1立方メー トルにつき	<u>79 円</u>
	10 立方メートル を超え 20 立方メ ートルまで1立 方メートルにつ き	<u>145 円</u>
	20 立方メートル を超え 30 立方メ ートルまで1立 方メートルにつ き	<u>182 円</u>
	30 立方メートル を超え 50 立方メ ートルまで1立 方メートルにつ き	<u>211 円</u>
	50 立方メートル を超えるもの1 立方メートルに つき	<u>240 円</u>
共用給水装置の項 略		
臨 時 給 水 用	1 立方メートル につき	<u>301 円</u>

装 置		
水量料金		
(1月につき)		
区分	使用水量	料金
専 用 給 水 装 置	10 立方メートル まで1立方メー トルにつき	<u>60 円</u>
	10 立方メートル を超え 20 立方メ ートルまで1立 方メートルにつ き	<u>126 円</u>
	20 立方メートル を超え 30 立方メ ートルまで1立 方メートルにつ き	<u>163 円</u>
	30 立方メートル を超え 50 立方メ ートルまで1立 方メートルにつ き	<u>192 円</u>
	50 立方メートル を超えるもの1 立方メートルに つき	<u>221 円</u>
共用給水装置の項 略		
臨 時 給 水 用	1 立方メートル につき	<u>282 円</u>

附 則

- 1 この条例は、令和9年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金（以下「料金」という。）について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して水道を使用している場合における施行日以後最初に確定する料金は、当該料金の算定に係る期間の使用水量を各日均等とみなし、施行日前の

使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

提案理由

水道料金を改めるため提案するものである。

議案第 52 号

令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 8 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
都市計画道路見直し及び 土地利用構想検討業務委託料	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	24,000

議案第 53 号

令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 8 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87,794 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,063,699 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		1,824,880	1,217	1,826,097
	2 県補助金	651,642	1,217	652,859
19 繰入金		912,000	△55,000	857,000
	1 基金繰入金	912,000	△55,000	857,000
20 繰越金		150,000	135,277	285,277
	1 繰越金	150,000	135,277	285,277
22 町債		267,400	6,300	273,700
	1 町債	267,400	6,300	273,700
歳 入 合 計		19,975,905	87,794	20,063,699

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		8,711,349	73,191	8,784,540
	1 社会福祉費	4,402,445	67,551	4,469,996
	2 児童福祉費	4,308,904	5,640	4,314,544
7 商工費		565,523	2,987	568,510
	1 商工費	565,523	2,987	568,510
8 土木費		2,018,094	2,171	2,020,265
	5 都市計画費	932,562	2,171	934,733
9 消防費		755,280	2,577	757,857
	1 消防費	755,280	2,577	757,857
12 公債費		800,951	6,813	807,764
	1 公債費	800,951	6,813	807,764
14 予備費		33,012	55	33,067
	1 予備費	33,012	55	33,067
歳 出 合 計		19,975,905	87,794	20,063,699

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	於大のまち再整備事業	139,020

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
東浦町議会議員一般選挙電子投票実施支援業務委託料	自 令和 8 年度 至 令和 9 年度	14,006

第 4 表 地方債補正
追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
賦 課 徴 収 事 業 債	6,300	普通貸借 又 は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金及び県資金 についてはその融通条 件による。その他の場 合にはその債権者と協 定するものとする。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還し、又 は低利に借換すること ができる。

議案第54号

令和8年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和8年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,016千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,293,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 県支出金		3,028,951	792	3,029,743
	1 県負担金・補助金	3,028,951	792	3,029,743
4 繰越金		16,013	△4,808	11,205
	1 繰越金	16,013	△4,808	11,205
歳 入 合 計		4,297,692	△4,016	4,293,676

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		21,357	792	22,149
	1 総務管理費	16,146	792	16,938
6 予備費		14,446	△4,808	9,638
	1 予備費	14,446	△4,808	9,638
歳 出 合 計		4,297,692	△4,016	4,293,676

議案第55号

令和8年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和8年度東浦町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,697千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,058,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		153,363	△2,942	150,421
	1 一般会計繰入金	153,363	△2,942	150,421
3 繰越金		1	4,639	4,640
	1 繰越金	1	4,639	4,640
歳 入 合 計		1,057,239	1,697	1,058,936

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,044,592	1,697	1,046,289
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,044,592	1,697	1,046,289
歳 出 合 計		1,057,239	1,697	1,058,936

議案第56号

令和8年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度東浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度東浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	951,705千円	32,569千円	984,274千円
第1項 営業費用	944,645千円	1,279千円	945,924千円
第3項 特別損失	1千円	31,290千円	31,291千円
令和8年9月1日提出			

東浦町長 日 高 輝 夫